

下水道を使用する事業場の皆様へ

事業場排水の手引き



【令和6年4月改訂版】

安城市上下水道部下水道課

— はじめに —

下水道は、生活排水や工場・事業場排水などの汚水を下水処理場で微生物の働きなどにより、きれいな水にして河川や海へ流す役割を果たしています。

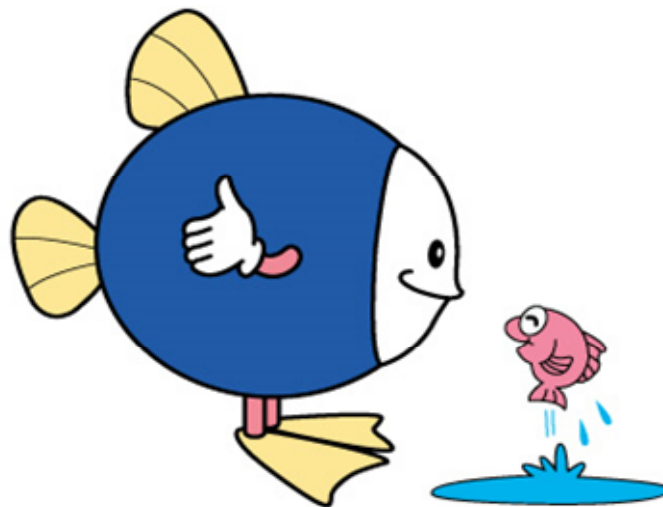
しかし、工場・事業場からの排水の中には、下水処理場や下水道管などの施設を損傷させ、あるいは下水処理機能を著しく低下させる有害物質などが含まれていることがあります。

このため、「下水道法」や愛知県が定める「流域下水道維持管理要綱」、「安城市下水道条例」などで、工場・事業場の皆さまが下水道を使用する場合に、守っていただくルールを定めています。

この冊子は、工場・事業場が下水道を使用する場合の、必要な届出や守るべき水質基準などをまとめたものです。これを参考に、適切な届け出を行っていただくとともに、日常的な水質や薬品使用量の管理、産業廃棄物処理の記録の保管など、有害物質や油を含む排水が下水道に流出する事故防止に努めてください。

下水道は皆様に接続いただき、また適切にご利用いただくことで、その効果を発揮します。

快適な水環境を保全していくためにも、ご理解とご協力をよろしくお願いします。



— 目 次 —

	ページ
・ 水質汚濁防止法と下水道法	1
・ 特定施設と特定事業場	1
・ 除害施設	1
・ 規制を受ける項目と下水道に対する影響	2
・ 下水排除基準	3
・ 下水排除基準に適合しない水を流すと	4
・ 下水排除基準に適合させるには	4
・ 産業廃棄物の処理について	4
・ 公共下水道使用開始届	5
・ 特定施設及び除害施設の届出の区分	5
・ 特定施設に関する届出	6
・ 除害施設に関する届出	7
・ 届出の順序	8
・ 水質の測定義務	9
・ 報告の徴収	9
・ 立入り検査	9
・ 除害施設の維持管理について	10
・ 事故時の対応について	11～12
・ 特定施設の一覧表	13～18

— 水質汚濁防止法と下水道法 —

水質汚濁防止法は、工場・事業場から公共用水域に排出される水を規制することによって、国民の健康の保護と生活環境を保全することなどを目的としています。

下水道法は、下水道の整備を図ることにより、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与しあわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。

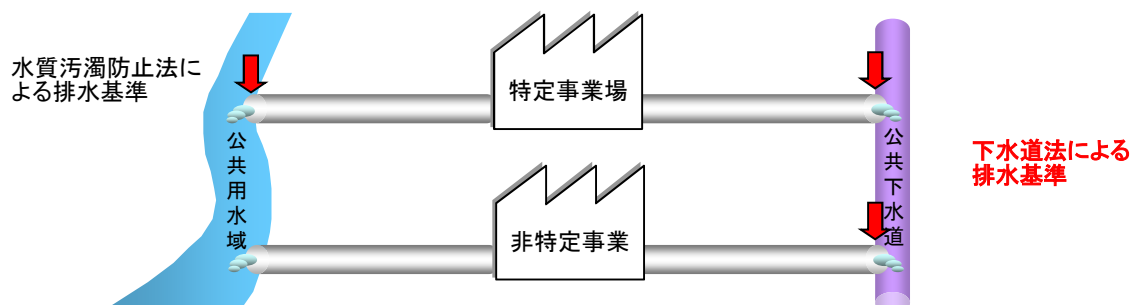
このため、状況により適用される法律が次のように区別されています。

■ 水質汚濁防止法の対象

特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域へ排出される水。

■ 下水道法の対象

すべての工場・事業場から公共下水道へ排出される水。



— 特定施設と特定事業場 —

(一覧表が13ページ以下に示してあります。)

特定施設とは、人の健康や生活環境に対し、被害を及ぼすおそれのある物質を含んだ汚水を排出する施設として、水質汚濁防止法施行令（第1条 別表第1）とダイオキシン類対策特別措置法施行令（第1条 別表第2）で定められたものをいいます。この特定施設のある工場や事業場を『特定事業場』といいます。

特定事業場とそれ以外の事業場（非特定事業場）では、下水の排除基準の数値に違いはありませんが、届出の義務や罰則規定などに大きな違いがあります。

ただし、旅館業（温泉を利用するものを除く。）は、下水道法における特定施設に係る届出の義務や排除制限の規制は適用されません。（下水道法施行令第9条の2）

— 除 害 施 設 —

除害施設とは、事業場からの下水を排除基準（P.3参照）に適合する水質まで処理するための施設をいいます。

事業場から下水排除基準に適合しない水を流す場合は、除害施設を設置しなくてはなりません。（下水道法第12条、第12条の11、公共下水道条例第11条）

— 規制を受ける項目と下水道に対する影響 —

下水道へは、どんな水でも流せるわけではありません。下水処理場では、下水中の有機物を微生物の働きで分解することにより処理を行っています。このため、重金属などの有害物質や高濃度の有機物は処理できません。また、酸性の強い下水が下水道管を腐食したり、猛毒のガスを発生する有害物質もあり大変危険です。このようなことにならないために、下水道にとって障害となる物質は、前もって取り除かなければなりません。

規制を受ける項目及び下水道施設に及ぼす影響については、以下のとおりです。

規制を受ける項目	下水道に対する影響
カドミウム及びその化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、セレン及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、ほう素及びその化合物	・有害物質であり、処理場で処理困難な物質である。 ・処理場における微生物処理の機能を低下させる。 ・処理場で発生した汚泥の処理、処分を困難にする。
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1・4-ジオキサン	・有害物質であり、処理場で処理困難な物質である。 ・処理場における微生物処理の機能を低下させる。
シアン化合物	・有害物質であり、処理場で処理困難な物質である。 ・処理場における微生物処理の機能を低下させる。 ・青酸ガス発生により下水道管内の作業を危険にする。
フェノール類、ふっ素及びその化合物	・有害物質であり、処理場で処理困難な物質である。 ・処理場における微生物処理の機能を低下させる。
水素イオン濃度(pH)	・他の排水と混合し、有毒ガスを発生させる。 ・酸性の排水は下水道管を腐食させる。
生物化学的酸素要求量(BOD)	・高濃度になると処理場の処理機能が低下する。
浮遊物質(SS)	・下水道管を詰まらせる。
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類・動植物油脂類)	・揮発性の鉱油類は火災、爆発の危険性がある。 ・粘性の高い油脂類は下水道管を詰まらせる。
窒素含有量(T-N)、燐含有量(T-P)	・高濃度になると処理場の処理機能が低下する。
沃素消費量	・下水道管内を酸欠状態にし、硫化水素ガスを発生させ作業を危険にする。 ・下水道管を腐食させる。
温度	・高温の排水は下水道管の腐食を早める。
難分解性COD	・下水処理場で処理困難な物質であり、処理場からの放流水質が水質汚濁防止法の規定を遵守できなくなる原因となる。

— 下水排除基準 —

対象物質又は項目			対象者	特定事業場		非特定事業場
				50㎡/日以上	50㎡/日未満	
政令で定める基準	健康項目	カドミウム及びその化合物		0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
		シアン化合物		1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
		有機燐化合物		1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
		鉛及びその化合物		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
		六価クロム化合物		0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
		砒素及びその化合物		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
		アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
		トリクロロエチレン		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
		テトラクロロエチレン		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
		ジクロロメタン		0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
		四塩化炭素		0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
		1・2－ジクロロエタン		0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
		1・1－ジクロロエチレン		1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
		シス－1・2－ジクロロエチレン		0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
		1・1・1－トリクロロエタン		3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
		1・1・2－トリクロロエタン		0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
		1・3－ジクロロプロペン		0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
		チウラム		0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
		シマジン		0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
		チオベンカルブ		0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
		ベンゼン		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
		セレン及びその化合物		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	ほう素及びその化合物		河川（矢作川）	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
			海域（境川・衣東）	230mg/L以下	230mg/L以下	230mg/L以下
	ふっ素及びその化合物		河川（矢作川）	8mg/L以下	8mg/L以下	8mg/L以下
			海域（境川・衣東）	15mg/L以下	15mg/L以下	15mg/L以下
	1・4－ジオキサン		0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	
	生活環境項目	フェノール類		5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下
		銅及びその化合物		3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
亜鉛及びその化合物		2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下		
鉄及びその化合物（溶解性）		10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下		
マンガン及びその化合物（溶解性）		10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下		
クロム及びその化合物		2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下		
条例で定める基準	環境項目	水素イオン濃度（pH）		5を超え9未満 （5.7を超え8.7未満）	5を超え9未満 （5.7を超え8.7未満）	5を超え9未満 （5.7を超え8.7未満）
		生物化学的酸素要求量（BOD）		600mg/L未満 （300mg/L未満）	600mg/L未満 （300mg/L未満）	600mg/L未満 （300mg/L未満）
		浮遊物質質量（SS）		600mg/L未満 （300mg/L未満）	600mg/L未満 （300mg/L未満）	600mg/L未満 （300mg/L未満）
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下
			動植物油脂類含有量	30mg/L以下	30mg/L以下	30mg/L以下
		窒素含有量		240mg/L未満 （150mg/L未満）	240mg/L未満 （150mg/L未満）	240mg/L未満 （150mg/L未満）
		磷含有量		32mg/L未満 （20mg/L未満）	32mg/L未満 （20mg/L未満）	32mg/L未満 （20mg/L未満）
		温度		45度未満 （40度未満）	45度未満 （40度未満）	45度未満 （40度未満）
		沃素消費量		220mg/L未満	220mg/L未満	220mg/L未満
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380mg/L未満 （125mg/L未満）	380mg/L未満 （125mg/L未満）	380mg/L未満 （125mg/L未満）

項目	ダイオキシン類	10pg/L以下	10pg/L以下	10pg/L以下
----	---------	----------	----------	----------

項目	難分解性COD	25mg<160mg>/L未満 < >内の値は、平均排出水量 20m ³ /日 未満の事業場
----	---------	--

備考 は政令(第9条の4)で定める一律基準を示す。 は「下水の排除の制限による規制」を適用。(直罰の対象)

 は「除害施設の設置等による規制」を適用。 は「流域下水道維持管理要綱による規制」を適用。

- ・ ()内の値は、製造業又はガス供給業のうち、該当する施設から排除される汚水の合計量が、その流域下水道の終末処理場で処理される汚水量の1/4以上であると認められる(他の汚水により十分に希釈されない)場合に適用。

— 下水排除基準に適合しない水を流すと —

… に適合しない水を流した工場・事業場には、直ちに罰則(直罰制度)が適用されます。(下水道法第46条)

また、この基準に適合しない水を流すおそれがある工場・事業場に対しては、特定施設の改善を命令したり、特定施設を使うこと、さらには公共下水道へ水を流すことをやめるように命令することがあります。(下水道法第37条の2、第38条第1項第1号)

… に適合しない水を流した工場・事業場には、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道へ水を流すことを一時停止するよう命令することがあります。(下水道法第38条第1項第1号)

【罰則】命令に違反した者(下水道法第46条)

適正な管理を怠った者(下水道条例第29条)

— 下水排除基準に適合させるには —

工場・事業場から排除される水を基準値内にするには、次のことを検討してください。

- (1) 製造方法、工程等を工夫する。
- (2) 薬品、原材料の使用方法を工夫する。また、これらの使用量を削減する。
- (3) 廃液を回収し、専門の処理業者へ処理を委託する。

これらの方法によっても下水排除基準に適合できない場合には、除害施設等を設置して処理する必要があります。

— 産業廃棄物の処理について —

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、政令で定める20種類(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ダスト類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、これらを処分するために処理したもの)をいいます。

すべての産業廃棄物は、排出する事業者が自己処理できない場合には、許可を受けている産業廃棄物処理業者と書面にて契約をして、処分を委託しなければなりません。

また、不法投棄などを防止するために「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の規定があります。排出する事業者には、処分委託した産業廃棄物が収集運搬業者と処分業者によって適正に最後まで処分されたことを管理票(マニフェスト)で確認することが義務づけられていますので、十分に注意してください。

なお、マニフェストは5年間の保管義務があり、事業場立ち入りにて確認することがあります。

一定の工場・事業場の設置者は 次の届出が必要です

— 公共下水道使用開始届 —

(下水道法第11条の2)

汚水を公共下水道へ流すには、次の届出が必要です。

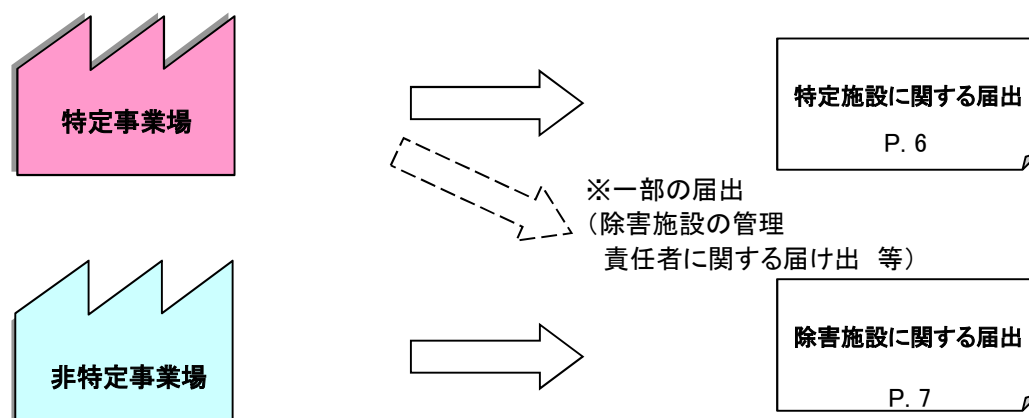
届出が必要な場合	届出の種類	届出の内容	届出の期限
① 1日の最大汚水量が50m ³ 以上の場合 ② 公共下水道へ流す下水の水質※が3ページの表の値に1項目でも適合しない場合 ③ 上記の届出内容を変更しようとする場合 ※「特定施設に関する届出(p6)」や「除害施設に関する届出(p7)」については、本申請とは別に届出する必要があります。	公共下水道使用開始(変更)届 下水道法施行規則 様式第4	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 排水口の数 ③ 排出汚水の水量及び水質 ④ 使用開始(変更)年月日 ⑤ 除害施設の名称及び汚水の処理方法	あらかじめ
特定施設を設置するものまたは使用しているものが公共下水道の使用を開始するとき(上記①、②に該当する場合は除く)	公共下水道使用開始届 下水道法施行規則 様式第5	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 排水口の数 ③ 使用開始年月日 ④ 特定施設の種類の	あらかじめ

※汚水の処理施設や除害施設を設置する場合または使用している場合は、処理前の水質を指します。

【罰則】上記規定の届出をしない、又は虚偽の届出(下水道法第49条)

— 特定施設及び除害施設の届出の区分 —

特定施設及び除害施設についての届出の区分は、次のようになっています。詳しい内容は、P.6, 7を参照してください。



— 特定施設に関する届出 —

特定施設については、次の届出が **2部** 必要です。 ※1

届出が必要な場合	届出の種類	届出の内容	届出の期限
公共下水道を使用する者が、特定施設を新たに設置しようとする場合 (下水道法第12条の3第1項)	特定施設設置届出書 下水道法施行規則 様式第6	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	特定施設を設置しようとする日の 60日前 まで ※2
公共下水道を使用している者で、既設の施設が 新たに特定施設に指定 された場合 (下水道法第12条の3第2項)	特定施設使用届出書 下水道法施行規則 様式第7	② 工場又は事業場の名称及び所在地	特定施設となった日から 30日以内
既に特定施設を設置している者が、 新たに公共下水道を使用 する場合 (下水道法第12条の3第3項)		③ 特定施設の種類 ④ 特定施設の構造 ⑤ 特定施設の使用の方法 ⑥ 特定施設から排出される汚水の処理の方法 ⑦ 下水の量及び水質、用水及び排水の系統	公共下水道を使用することとなった日から 30日以内
届出者が届出内容のうち④から⑦を変更しようとする場合 (下水道法第12条の4)	特定施設の構造等変更届出書 下水道法施行規則 様式第8	変更の内容	変更しようとする日の 60日前 まで ※2
届出者が届出内容のうち①から②を変更しようとする場合 (下水道法第12条の7)	氏名変更等届出書 下水道法施行規則 様式第10	変更の内容	変更の日から 30日以内
特定施設を廃止又は使用しなくなった場合 (下水道法第12条の7)	特定施設使用廃止届出書 下水道法施行規則 様式第11	廃止の内容	廃止の日から 30日以内
届出者の地位を承継した場合 (下水道法第12条の8)	承継届出書 下水道法施行規則 様式第12	承継の内容	承継の日から 30日以内

※1 旅館業の用に供するちゅう房施設、洗たく施設及び入浴施設(温泉を利用するものを除く。)は含まれない。(下水道法施行令9条の2)

※2 届け出が受理された日からの日数です。受理後60日間は特定施設の設置や構造変更、汚水の処理方法の変更等はできません。(下水道法第12条の6第1項) なお、届け出に係る事項の内容が相当であると認められる場合は、当該期間が短縮可能です。(下水道法第12条の6第2項)

「受理」・・・届け出に不足や誤謬等がなく、有効と認められるものとして受け取ること」

【罰則】上記規定の届出をしない、又は虚偽の届出(下水道法第47条の2、第49条、第51条)

— 除害施設に関する届出 —

除害施設については、次の届出が必要です。

届出が必要な場合	届出の種類	届出の内容	届出の期限
公共下水道を使用する者が、 除害施設を新たに設置 しようとする場合 (公共下水道条例第12条)	除害施設設置届 下水道管理規則 様式第5	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 事業所等の名称及び設置場所 ③ 汚水を排除する施設の種類、構造及び使用の方法	除害施設を設置しようとする日の 30日前まで
既に除害施設を設置している者が、 新たに公共下水道を使用 する場合	除害施設使用届 下水道管理規則 様式第5を準用	④ 除害施設の種類及び汚水の処理方法 ⑤ 汚水の量及び水質、用水及び排水の系統	公共下水道を使用することとなった日から 30日以内
届出者が届出内容のうち③から⑤を変更しようとする場合 (公共下水道条例第12条)	除害施設変更届 下水道管理規則 様式第5	変更の内容	変更しようとする日の 30日前まで
除害施設の設置又は構造等の変更の工事が完了した場合 (公共下水道条例第12条第2項)	除害施設工事完了届 下水道管理規則 様式第6	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 設置場所 ③ 工事完了年月日 ④ 除害施設の種類	工事が完了した日から 5日以内
除害施設等の設置者が管理責任者を選任又は変更した場合 (公共下水道条例第13条第2項)	除害施設等管理責任者選任(変更)届 ※ 下水道管理規則 様式第8	① 届出者の氏名等 ② 管理責任者の氏名等 ③ 事業所の名称及び所在地	選任 除害施設等を設置した日から 14日以内 変更 変更の日から 7日以内

※ 特定施設に関する届出をした者で、除害施設等を新たに設置又は既に設置している場合には、
除害施設等管理責任者選任(変更)届が必要となります。

【罰則】上記規定の届出をしない(公共下水道条例第29条)

— 流域下水道維持管理要綱に基づく手続き —

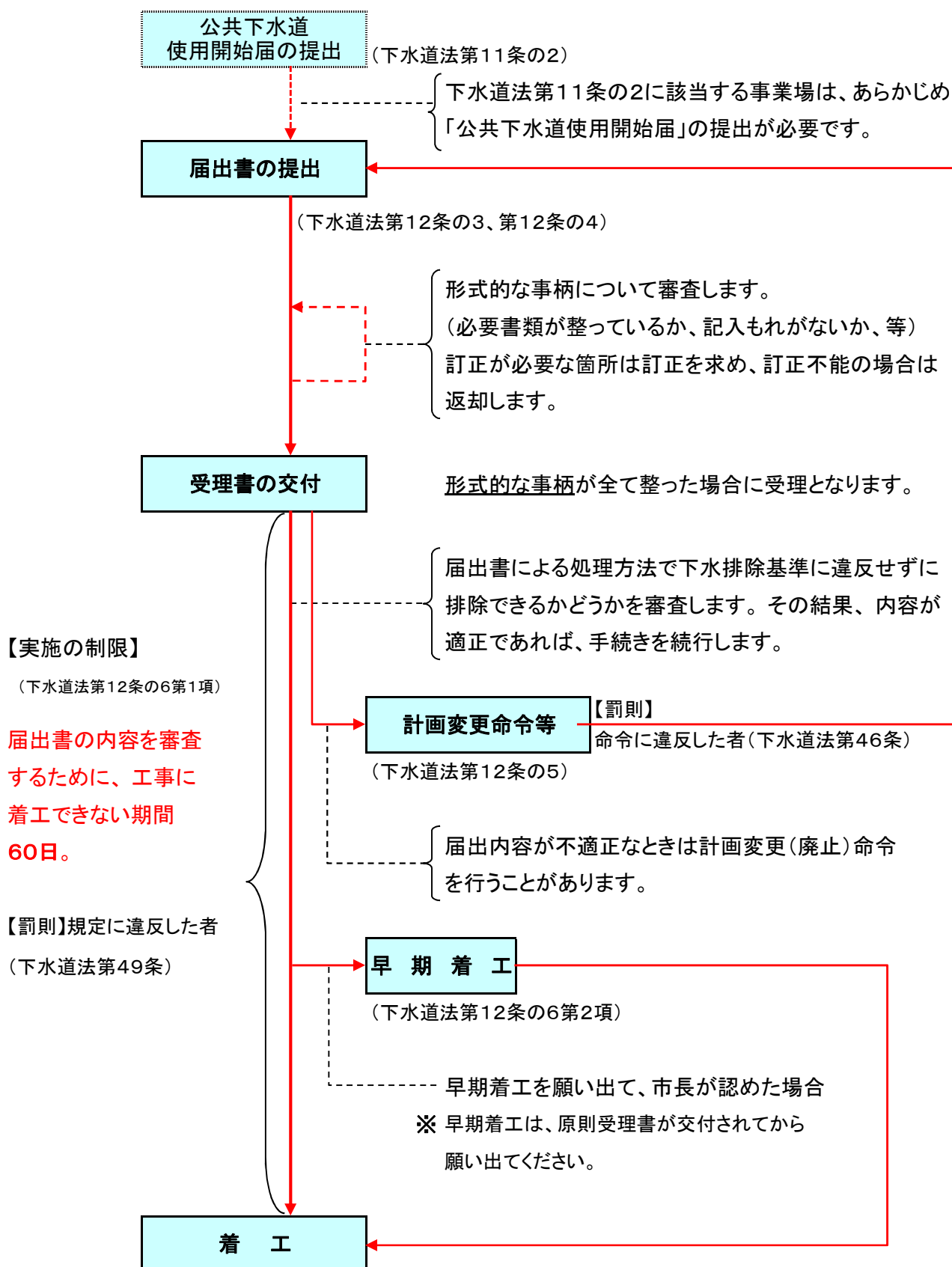
安城市の汚水処理は、愛知県が管理する流域下水道を用いて行っていることから、前述した手続きのほかに、「愛知県流域下水道維持管理要綱」に基づく手続きが必要となります。
手続きについて一部抜粋しますが、詳しくは下水道課までお問い合わせください。

手続きが必要な場合	手続きの種類	届出の内容	届出の期限
排出污水に難分解性CODが含まれる場合	COD受入水質協議	① 事業場の概要 ② 事業場排水の予定水質 ③ 排水量 等	特定施設(または除害施設)設置届の受理日から 7日以内
(～要綱の改正による第11条第5講の事務取扱要領)	公共下水道に排除するCOD濃度に関する協定	① 事業場排水内の濃度 ② 水質検査頻度 等	特定施設(または除害施設)設置届の受理日から 60日以内

※ 愛知県との受け入れ水質の協議や協定締結の報告等は安城市が行います。

— 特定施設の届出の順序 —

特定施設を設置し、又は変更しようとするときの届出の手続きは次のようになっています。



— 水質の測定義務 —

(下水道法第12条の12)

特定施設や除害施設を設置している工場・事業場は、みずから公共下水道に排除する下水の水質を測定し、その結果を記録して保存しておかなければなりません。

下水道法施行規則第15条に下記のとおり測定回数や測定方法が規定されています。

(1) 水質の測定回数

測定項目	測定回数(下記期間で1回以上)
温度、水素イオン濃度(pH)	排水の期間中1日
生物化学的酸素要求量(BOD)	14日を超えない排水の期間ごと
その他の項目	7日を超えない排水の期間ごと

(2) 測定方法は、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に規定する検定の方法で行ってください。

(3) 測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取してください。

(4) 採水場所は公共下水道への排出口ごとに、公共下水道に流入する直前で行ってください。

(5) 測定の結果は、水質測定記録表(下水道法施行規則 別記様式第13)により記録し、5年間保存してください。

※ 事業場規模や業種など、個別事案については下水道課までお問い合わせください。

【罰則】上記規定の記録をしない、又は虚偽の記録 (下水道法第49条)

— 立入り検査 —

(下水道法第13条)

公共下水道の機能及び構造を保全し、下水処理場からの放流水の水質を適正に保つため、工場・事業場からの下水の水質検査等を実施することがあります。

また必要に応じて、特定施設や除害施設、排水設備の運転状況や産業廃棄物の管理について確認するため、立入り検査を実施します。産業廃棄物については、特定施設からの排水を下水道へ排除していない特定事業場であっても、適切に処理がされているか確認するため、manifestの提示(4ページ参照)を求める場合があります。

立入り検査の結果によっては、施設の運転方法の変更や改善等を命じることがあります。

公共下水道の適切な維持管理のため、ご協力をよろしくお願いします。

【罰則】上記検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 (下水道法第49条)

— 報告の徴収 —

(下水道法第39条の2)

公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、特定施設や除害施設の設置者から事業場等の状況、除害施設の維持管理状況、水質測定結果の報告を求めることがあります。

【罰則】上記規定の報告をしない、又は虚偽の報告 (下水道法第49条)

— 除害施設の維持管理について —

(公共下水道条例第13条第1項)

除害施設は、下水の水質を排除基準に適合させるために、事業者が設置する施設です。

除害施設を設置していても、日常の維持管理を適切に行わなければ、その機能を十分に発揮することはできません。法で定められた頻度や項目の水質測定は基より、定期的に清掃や保守点検を実施してください。

維持管理上の主な注意点は、次のとおりです。

- (1) 除害施設の管理責任者を定めて、管理体制を明確にする。
- (2) 除害施設の運転日報、月報を作成して、次の事項を記録する。
 - ・ 管理責任者
 - ・ 処理水量
 - ・ 原水、処理水の水質
 - ・ 水の処理に使用した薬品の使用量、在庫量、発注量
(中和剤などが自動投入される場合、そのタンクに残っている量も記録する。)
 - ・ 施設の破損等がないか点検記録
 - ・ 施設の稼動状況、清掃、注油、部品の交換等のメンテナンス記録
 - ・ 発生した汚泥等の量、処分の方法
 - ・ その他必要なことがら

※ 計測器等の故障も想定されるため、各点検日の測定数値だけでなく、日常の測定値を比較する等して異常の早期発見に努めてください。

- (3) 除害施設や処理水質に異常が発生したときは、ただちに原因の究明や適切な対応等を行う。
- (4) 異常時等に備え、応急措置や連絡体制を整えておく。
- (5) 除害施設や水質に異常が生じた場合は、すみやかに「安城市下水道課排水設備係」に連絡する。



安城市上下水道部下水道課排水設備係

TEL <0566>71-2258 (直通)



— 事故時の対応について —

1. 下水道法では、特定事業場における事故時の措置が義務づけられています。

特定事業場から政令で規定する物質が公共下水道に流入する事故が発生した場合は、**直ちに応急の措置**を講じ、速やかにその事故の状況、講じた措置の概要を公共下水道管理者（安城市長）に届け出なければなりません。（下水道法第12条の9第1項）

公共下水道管理者（安城市長）は、適切な応急措置が講じていないと認めるときは、応急の措置を講べきことを命令することがあります。（下水道法第12条の9第2項）

上記の命令に違反した者は、罰則が適用されます。（下水道法第46条の2第1項）

「事故時の措置」が必要な事故とは・・・

自然災害等発生原因を問わず、特定事業場内において火災の発生、停電等による除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、**有害物質又は油**（下記表を参照）を含む下水が公共下水道に流入するような事態が発生した場合です。

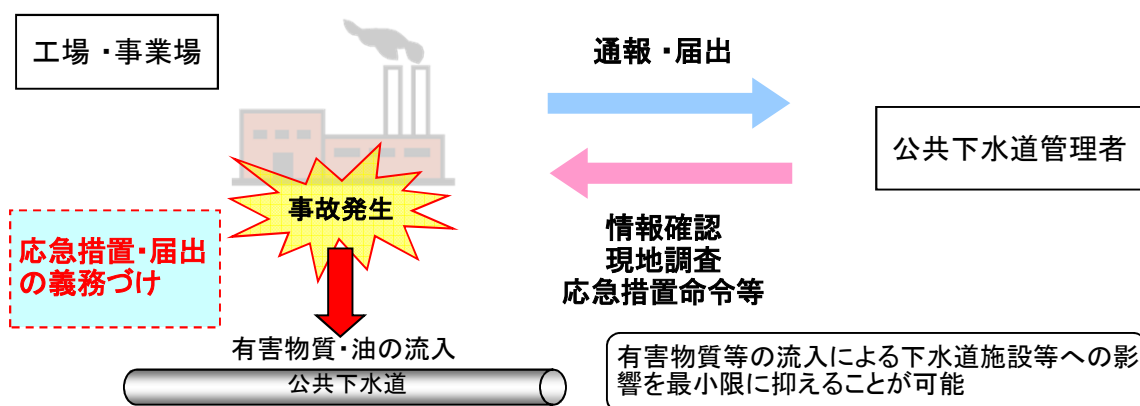
※非特定事業場においても、下水排除基準を満たさない排水を排出することはできないため、万が一事故が発生した場合は、同規定を準用して、安城市下水道課に報告してください。

■ 事故時の措置を要する有害物質又は油は次のとおりです。

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類	
カドミウム及びその化合物	1・1・1-トリクロロエタン
シアン化合物	1・1・2-トリクロロエタン
有機燐化合物	1・3-ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	
1・2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー
1・1-ジクロロエチレン	1・4-ジオキサン
1・2-ジクロロエチレン	ダイオキシン類
水質汚濁防止法施行令第3条の3に掲げる7種類の油	
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	

2. 事故が発生した場合には

安全が十分確保できる範囲で、下水道への流入を防止する**応急措置**を講じて、その状況を速やかに「安城市下水道課」に**通報**してください。



応急措置とは・・・

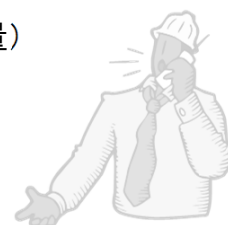
引き続き有害物質又は油の流出を防止するため、破損したタンク、配管等の施設への有害物質又は油の供給停止、流出を防ぐための土嚢の積み上げ、吸着マットの設置による回収等のことです。

3. 通報内容

事故が発生した場合には、まずは次の内容を「安城市下水道課」まで、できる限り早く電話で通報してください。

■通報内容

- (1) 発信者の所属、氏名、連絡先(電話番号等)
- (2) 水質事故の概要
 - 事故発生(発見)日時
 - 事故発生事業場名、所在地
 - 有害物質等が流出した施設
 - 公共下水道に流入した物質とその推定流入量(又は施設からの流出量)
- (3) 通報先の確認(警察署、消防署、保健所等に通報しているか)
- (4) 応急措置の内容
- (5) 報告時点での有害物質・油の状況(公共下水道への流入状況等)



◎ 事故の応急措置が済み次第、次の内容を届出る必要があります。

- (1) 上記通報内容
- (2) 事故再発防止のための措置

※所定の様式があるので、安城市下水道課に問い合わせてください。

特定施設一覧表(1)

水質汚濁防止法施行令 別表第1より抜粋

特定施設番号	施設の内容
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)坑水中和沈でん施設 (ニ)掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (ロ)牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (ハ)馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)分離施設 (ニ)洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び精練そう (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白そう (ト)染色施設 (チ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設

21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式紡糸施設 (ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式バーカー (ハ) 碎木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設 (ヘ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (チ) 抄紙施設(抄造施設含む。) (リ) セロハン製膜施設 (ヌ) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破碎施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 塩水精製施設 (ロ) 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機 (ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ) 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ) 青酸製造施設のうち、反応施設 (ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ) 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ) バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ) 廃ガス洗浄施設 (ル) 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式アセチレンガス発生施設 (ロ) 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 (ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 (ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ) クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ) 静置分離器 (ハ) タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 蒸留施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 (ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ) フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 縮合反応施設 (ロ) 水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 静置分離機 (ホ) ふっ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ) ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 (ト) 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ) ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ) 廃ガス洗浄施設 (ヌ) 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 脱水施設 (ハ) 水洗施設 (ニ) テラックス濃縮施設 (ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器

35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 蒸留施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 廃酸分離施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設 (ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 (ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 (ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ) エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 (リ) 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 (ヌ) シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (オ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ) プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ヨ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ) 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1・4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄施設を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設
40	脱脂酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設
47	医療品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設 (二) 混合施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) (ホ) 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱塩施設 (ロ) 原油常圧蒸留施設 (ハ) 脱硫施設 (ニ) 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ) 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タニンづけ施設 (ニ) クロム浴施設 (ホ) 染色施設

53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 研摩洗浄施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設 (ハ) 酸処理施設 (ニ) 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (ハ) 圧延施設 (ニ) 焼入れ施設 (ホ) 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 還元そう (ロ) 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) (ハ) 焼入れ施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設 (ヘ) 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 焼入れ施設 (ロ) 電解式洗浄施設 (ハ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設 (工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。))又は自家用工業 用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの (これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1・4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう。 の用に供する施設であって、次に掲げるもの ※1 (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗濯施設 (ハ) 入浴施設
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に 設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。))が500平方 メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場 に係るものを除く。)
66の6	飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方 メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店 (次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に 係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けての客の接待をし、 又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1500平方メートル未満の事業場 に係るものを除く。)

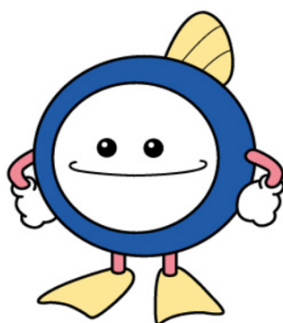
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
69の3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るもの)に限り、これらの総面積が1000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令※2で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの (イ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの (ロ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

(※1)下水道法上の取扱い	
届出及び下水排除の制限等に関しては、特定施設から除かれます。 ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。	
(※2)環境省令で定めるもの	
1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。) 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保険衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設	

特定施設一覧表(2)

ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2より抜粋

特定施設番号	施設の内容
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)硫酸濃縮施設 (ロ)シクロヘキサン分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)水洗施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)乾燥施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (ニ)熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)精製施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリによる抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)精製施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)プラズマ反応施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)



特定施設、除害施設の設置、その他工場・事業場排水に関する問合せは、下記に
お願いします。

安城市上下水道部下水道課

〒446-8501 安城市桜町18番23号
TEL.<0566>71-2258(直通) FAX.<0566>76-3436
TEL.<0566>76-1111(代表)